令和８年（フ）第７３号
秋田県能代市字寿域長根14番地33（前住所）
東京都中野区上高田５丁目20番７号アーバンプレイス新井薬師前102
債務者　戸松　康成
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第１０２号
千葉県長生郡長生村水口503番地２
債務者　大谷　　博
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第１０５号
千葉県茂原市小林2178番地　プロヴァンスⅠ201号
債務者　鈴木　克久
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第６４５号
東京都日野市日野本町２丁目３番地の12第２信和荘205
債務者　森下　一希
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１４８号
東京都八王子市東浅川町315番地４フローラルサカエ212号
債務者　上原　啓子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２４８号
東京都町田市忠生２丁目23番地17　アムール・エス201
債務者　長沢　奈桜
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４３８号
東京都武蔵村山市学園３丁目50番地の７ユウアイビル302号
債務者　フジワラマリアアンケール（旧姓仙波）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４６３号
東京都府中市晴見町１丁目28番地府中グリーンハイツ７―706
債務者　井出　美惠
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５０１号
東京都国分寺市東戸倉一丁目22番地９コーポパステル202
債務者　石田　圭介
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６１２号
東京都日野市程久保１丁目27番地の４　ＡＴＴビル201
債務者　亀谷　拓海
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６３４号
東京都小平市津田町２丁目13番16号
債務者　黒木　勝彦
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６６９号
東京都東村山市栄町２丁目24番地21小松原マンション305
債務者　瀬戸　慎治
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２０１号
長野県松本市大字寿豊丘227番地７　アメニティ豊丘103号
債務者　古畑　勝利
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２０６号
長野県松本市波田6555番地の１
債務者　古畑　　志
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２１６号
長野県松本市井川城３丁目10番56号　エスポワールカサイⅠ　105号室
債務者　遠山　　輔
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第３８１０号
大阪市中央区上町１丁目６番６―1004号
債務者　井上寿希斗
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部